令和8年度淡海環境保全財団ヨシ群落保全活動奨励金実施要領

琵琶湖の環境保全の一翼を担うボランティア団体等（以下「団体」という。）が滋賀県内で行うヨシ群落保全活動（以下「活動」という。）を支援するため、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）は奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

1　対象団体

5名以上で構成され、代表者が令和8年4月1日現在、満 18 歳以上である団体

2　奨励金の対象となる活動および経費

対象となる活動および経費は、別紙のとおりとする。ただし、以下に該当する活動は対象としない。また、対象経費には他の団体等から助成を受けていないものとする。

・営利を目的する活動
・宗教活動および政治活動を目的とする活動
・ヨシ群落保全活動の適期に実施されない活動
・他法令に基づく許認可、届出等が適正に処理されない活動

3　奨励金の額

各活動に対する奨励金の額は、別紙のとおりとする。

4　対象活動の実施期間

対象活動の実施期間は、6の奨励金支給の決定の通知日から令和9年3月5日までの間とする。

5　応募方法

奨励金を受けようとする団体は、申請書（別記様式1-(1)）、予算書（別記様式1-(2)）に団体概要書（別記様式 2）を添付し、令和8年 12 月 18 日（金）までに財団あて提出するものとする。

6　奨励金採択の決定

財団は、奨励金採択の決定について、予算の範囲内で先着順とし、5の提出書類、事業の内容や他法令に基づく許認可・届出等の手続き状況を審査し、滋賀県に協議した上で、応募団体に通知する。

なお、財団は審査に当たって、各ヨシ群落の生育状況や人との関わり方を勘案し、事業の規模・方法・時期等が当該ヨシ群落の保全に資するかどうかを吟味すること。

7　実績報告書および決算書

6の奨励金採択の決定を受けた団体（以下「事業実施団体」という。）は、活動終了後、令和9年3月 12 日までに実績報告書（別記様式3-(1)～(4)）および決算書（別記様式3-(5)）を提出するものとする。

8 奨励金の額の確定、請求書の提出および支払

（1） 7の実績報告書および決算書を審査の上、奨励金の額の確定について事業実施団体に通知するものとする。

（2） 事業実施団体は、(1)の通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式4）を提出するものとする。

（3） 事業実施団体から(2)の提出があった場合は、遅滞なく奨励金を支払うものとする。

9 計画の変更、採択決定の取消し等

(1)計画の変更

事業について、次の①～③を変更または事業を中止・廃止する場合は、事業実施団体は計画変更・中止（廃止）承認申請書（別記様式5）を提出し、財団の承認を受けるものとする。

① 活動の実施主体の名称変更

② 活動の実施日の変更

③ 団体概要書（別記様式2）の内容の変更

(2)奨励金支給の決定の取り消し

財団は、奨励金の申請をした者またはその役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金支給の決定をしないことができる。既に奨励金が支払われているときは、返還させるものとする。

① 偽りその他不正の手段により奨励金を受けたとき

② 奨励金を他の用途に使用したとき

③ 奨励金の採択決定の内容またはこれに付された条件に違反したとき

④ その他本活動の目的に反する活動運営を行ったとき

⑤ 団体またはその構成員が下記に該当するとき

・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

・暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用している者

・暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

・前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

・第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(3)その他

事業実施団体は、活動着手後において、財団から対象活動等について状況報告を求められた場

合は、これに応じるものとする。

10 その他

(1)事業実施団体は、本活動において作成する印刷物および資料等には、(株)伊藤園の寄付金を活用したヨシ群落保全活動奨励事業であることを明示するものとする。

(2)財団は、本事業に関する情報について事業実施団体の了承なく、第三者に提供、公開しないものとする。